

令和6年3月22日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1 番	柏 倉 信 一	議員	2 番	佐 藤 政 人	議員
3 番	野 口 康 一 郎	議員	4 番	児 玉 崇	議員
5 番	月 光 裕 晶	議員	6 番	安 孫 子 義 徳	議員
7 番	太 田 陽 子	議員	8 番	佐 藤 耕 治	議員
9 番	後 藤 健 一 郎	議員	10 番	渡 邊 賢 一	議員
11 番	伊 藤 正 彦	議員	12 番	古 沢 清 志	議員
13 番	太 田 芳 彦	議員	14 番	沖 津 一 博	議員
15 番	荒 木 春 吉	議員	16 番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志津男	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
高 橋 達 也	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
鈴 木 隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	東海林 恒	企画創成課長
石 橋 慶 幸	デジタル戦略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市民生活課長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建設管理課長
伊 藤 孝	上下水道課長	猪 倉 秀 行	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
白 田 純 一	商工推進課長	山 田 良 一	さくらんぼ観光 課 長
小 林 弘 之	福祉国保課長	寺 西 里 衣	健康増進課長
志 鎌 重 美	子育て推進課長	柏 倉 信 一	会計管理者（兼） 会 計 課 長
小 林 博 之	病院事務長	今 野 育 男	学校教育課長
渡 邊 健 一	生涯学習課長	渡 辺 智 昭	スポーツ振興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 局 員 長

○事務局職員出席者

東海林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第 6 号

第 1 回定例会

令和 6 年 3 月 2 2 日（金）

予算特別委員会終了後開議

再 開

（予算特別委員会付託関係）

- 日程第 1 議第 7 号 令和 6 年度寒河江市一般会計予算
- 〃 2 議第 8 号 令和 6 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 3 議第 9 号 令和 6 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 〃 4 議第 10 号 令和 6 年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 5 議第 11 号 令和 6 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 6 議第 12 号 令和 6 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
- 〃 7 議第 13 号 令和 6 年度寒河江市下水道事業会計予算
- 〃 8 議第 14 号 令和 6 年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 9 議第 15 号 令和 6 年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 10 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 11 質疑・討論・採決

（総務産業常任委員会付託関係）

- 日程第 12 議第 16 号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部改正について
- 〃 13 議第 17 号 寒河江市課制条例の一部改正について
- 〃 14 議第 18 号 寒河江市情報公開条例の一部改正について
- 〃 15 議第 19 号 寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 〃 16 議第 20 号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第 21 号 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 〃 18 議第 23 号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 19 議第 29 号 寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 20 議第 30 号 寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 〃 21 議第 33 号 寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について
- 〃 22 議第 34 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 23 議第 35 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 24 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 25 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第26 議第22号 佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止について
- 〃 27 議第24号 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について
- 〃 28 議第25号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 29 議第26号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 30 議第27号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 31 議第28号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 〃 32 議第31号 屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チェリーパークに係る指定管理者の指定について
- 〃 33 議第32号 寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 34 請願第1号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 35 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 36 質疑・討論・採決

- 日程第37 議第36号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）
- 〃 38 議案説明
- 〃 39 委員会付託
- 〃 40 質疑・討論・採決
- 〃 41 議会案第1号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
- 〃 42 議案説明
- 〃 43 質疑・討論・採決
- 〃 44 議員派遣の件
- 〃 45 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号に同じ

再 開 午前10時25分

○柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
今野学校教育課長から、3月12日の会議での

発言について、お示しのとおり、その一部を取り消したい旨の申出がありました。この発言取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、今野学校教育課長からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

ただいまの発言取消しの許可に伴い、これに関連する以降の発言についても、配付用の会議録から削除することといたします。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕

○荒木春吉議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、3月11日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第36号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）、議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正について、議員派遣の件及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての4案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり、変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第1、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第10、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。古沢予算特別委員長。

〔古沢清志予算特別委員長 登壇〕

○古沢清志予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算、議第8号令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第10号令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第12号令和6年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第13号令和6年度寒河江市下水道事業会計予算、議第14号令和6年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月12日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、9案件を一括議題とし、質疑の後、各分科会に

分担付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第15号の9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第7号令和6年度寒河江市一般会計予算、議第8号令和6年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第9号令和6年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第10号令和6年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第11号令和6年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第13号令和6年度寒河江市下水道事業会計予算、議第14号

令和6年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第15号令和6年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第15号の9案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**柏倉信一議長** 次に、日程第12、議第16号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部改正についてから、日程第23、議第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてまでの12案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第24、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。安孫子総務産業常任委員長。

〔安孫子義徳総務産業常任委員長 登壇〕

○**安孫子義徳総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第16号から議第21号まで、議第23号、議第29号、議第30号及び議

第33号から議第35号までの12案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第16号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の条例改正によりみらい協働課が新設されるが、人員の配置についてはどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「正確な人数等は、本条例改正可決後に行われる人事により決まりますが、現時点では、課全体として6名程度の配置を考えています。内訳としては、企画創成課及び建設管理課からの異動に加え、ほかの課からも一、二名程度の人員の異動を想定しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市情報公開条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「職員の夏季休暇の取得状況は」との問いがあり、当局より「夏季休暇は3日間取得可能であり、職員の平均取得日数は2.95日です。取得状況は、おおむね3日間に近い状況ですが、今回の制度改正により、休暇をより取得しやすいようにするものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説

明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第16号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例及び寒河江市監査委員条例の一部改正について、議第17号寒河江市課制条例の一部改正について、議第18号寒河江市情報公開条例の一部改正について、議第19号寒河江市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について、議第20号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議第21号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒河江市職員の育児休業

等に関する条例の一部改正について、議第23号寒河江市都市計画税条例の一部改正について、議第29号寒河江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議第30号寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、議第33号寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について、議第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について及び議第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての12案件を一括して採決いたします。

ただいまの12案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

12案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第23号、議第29号、議第30号、議第33号、議第34号及び議第35号の12案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 次に、日程第26、議第22号佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止についてから、日程第34、請願第1号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願までの9案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第35、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。月光厚

生文教常任委員長。

〔月光裕晶厚生文教常任委員長 登壇〕

○月光裕晶厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第22号、議第24号から議第28号まで、議第31号及び議第32号並びに請願第1号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第22号佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「このたびの改正は、数え年100歳の方への祝い金支給について、30年以上の居住を要件としている部分を削除するものであるが、実際にこの要件を満たせず、祝い金支給の対象外になった方はどの程度いるのか」との問いがあり、当局より「当該要件を満たせず、祝い金支給の対象外になった方は、過去3年間で4名です。なお、令和5年度において、3名の方が居住期間25年以上30年未満で祝い金支給の対象外となったことをきっかけとして、このたびの改正検討に至ったものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原

案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「東日本大震災の発生から今年で13年が経過したが、本市に避難されている方は現在どの程度いるのか」との問いがあり、当局より「本市に避難されている東日本大震災の避難者は14世帯の40名です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チェリーパークに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「選定結果の類似施設等の管理実績の項目について、類似しない施設の管理実績があることを理由に、評価を8点としているが、これはどのような理由によるものか。また、基準点の2点と評価されるのはどのような場合なのか」との問いがあり、当局より「類似する施設の管理実績がある場合は10点、類似しない施設の管理実績がある場合は8点としております。

また、指定管理及び業務委託の実績がない場合、基準点の2点となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在、世界的にはコロナ禍からの復興、そして日本においては大地震の発生を理由として、電線が不足している。今回はこの影響を受けて、保育所新設の工期が延長されたことに伴い、指定期間を1年間延長するものだと思うが、当該工事は1年以内に終わる見込みなのか」との問いがあり、当局より「建築資材が想定よりも早期に入る見込みである旨を、業者より報告を受けており、1年間の延長で間に合うものと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見の内容を申し上げます。

委員より「この請願は、マイナ保険証の廃止を求めるものではなく、現行の健康保険証の発行を継続してほしいという趣旨のものである。マイナ保険証を使用しているのは国民の4%にすぎない現状がある中、現行の健康保険証を今年の12月に廃止するのは時期尚早である。高齢の方がマイナ保険証を使用しているようであるが、トラブルが発生しているとの話も聞く。また、高齢者福祉施設では、入所者の健康保険証及びマイナンバーカードを預かっている現状があるが、現行の保険証廃止後に資格確認書が交

付されるのであれば、入所者の所持品管理面での施設の負担軽減は期待できない。国が、マイナンバーカードを健康保険証として確実に使用できるようなシステムを構築するまで、現行の健康保険証も並行して使用できるものとするよう国に対し訴えていくべきである」との意見がありました。

委員より「先ほど、ほかの委員より、高齢者施設における所持品管理の面での負担に関する話があったが、まさしくそのような負担を軽減するために、国では様々なものをマイナンバーカードに統一しようとしているのだと思う。また、請願の趣旨について、マイナ保険証の運用においてトラブルが起これないシステムを構築するべきという点については同意する。一方で、この件については、ある程度期限を定めないと進まない話であると思うので、現行の健康保険証を存続すべきという点については賛成できない」との意見がありました。

次に、自由討議に入りましたが、自由討議の申出はなく、討論に入りました。

討論の内容を申し上げます。

委員より「マイナンバーカードにより、様々なことが便利になるということで、健康保険証とのひもづけも行われてきたところであるが、マイナ保険証への移行については過渡期であり、現状、マイナ保険証を利用しているのは国民の4%程度にすぎないことも踏まえれば、今年の12月に現行の健康保険証を廃止するのは、時期尚早である。また、マイナ保険証を持っても、システムエラー等により使用できない場合は、資格確認書を提示しなければならず、二度手間になるという懸念もある。期限を設けることの必要性も理解はするが、この件に関してはもう少し余裕を持った計画とすべきである。この請願をぜひ採択していただきたい」との討論がありました。

委員より「マイナ保険証の運用において、ト

ラブルが起こらないシステムを構築するべきという点については同意するところである。一方で、様々な種類の健康保険証が統一されることや、転職時等に健康保険証の再発行が不要となることなど、マイナ保険証への移行には確実にメリットがある。この件については、着実に前進させるべきものであると考えるため、私はこのたびの請願には反対である」との討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第36、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

太田議員に申し上げます。第何号議案に対する討論ですか。（「請願第1号に対する討論です」の声あり）反対ですか、賛成ですか。（「賛成です」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

後藤健一郎議員。（「同じく請願第1号に対する討論でございます」の声あり）賛成討論ですか、反対討論ですか。（「反対の立場での討論になります」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

渡邊議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。（「同じく請願第1号に対する討論です」の声あり）賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成討論です」の声あり）

そのほかに討論はありませんか。

では、請願第1号賛成討論について、太田陽子議員の発言を許します。太田議員。

〔太田陽子議員 登壇〕

○太田陽子議員 請願第1号について賛成の立場から討論を行います。

この請願は、山形県社会保障推進協議会が行った医療機関へのアンケートなどにより、マイナカード保険証の一本化を12月2日より実施しますが、軌道に乗るまでの間だけでも現行の保険証を併用できるよう、政府に意見書の提出をしてほしいという請願です。

このアンケートは、山形市や米沢市、長井西置賜、上山、新庄最上、北村山、天童東村山、寒河江西村山など8地区の病院、医院、歯科医院など839の施設を対象にアンケートを実施しております。270か所より答えをいただきました。回答率は32.2%です。

マイナ保険証の一本化、従来の保険証の廃止について自由な御意見を書いてほしいという欄には、172件の意見がありました。賛成、もろ手を挙げて賛成だという意見など、20件ほどでした。進めなければならないと思うが、まだ時期尚早だという意見なども多くありました。窓口業務の煩雑さや、高齢者への配慮、マイナカードの危険性など、現場の声が寄せられています。人手不足の解消など役に立つと思うが、今現在の段階では、時期尚早ではないか。マイナカードの必要性は分かるが、併用できないかなど現場の複雑な状況も書かれておりました。これ以上、機器などの負担は困難であり、今後、システムの変更などあれば、廃業を考えているなどのお声もありました。高齢者の患者の多い医院など、今まで1件の利用もないという声も寄せられていました。

高齢者が使えない。訪問診療などカードリーダーを持ち運べないなど、また、発熱外来など車で待ってもらうときに、どのように顔認証するのかなど、疑問も寄せられています。医療か

ら遠ざかってしまう人を生むような現場もあるようです。国民皆保険の根幹を揺さぶるものではないかという意見もありました。知的障がい者や高齢者の施設など、そもそもマイナカードがつかれない問題などの指摘もありました。

各種保険証の問題、結局、確認が必要なわけです。小児科では、1人で3人の子供を通院される方など、保険証や医療証であれば窓口に出せばよいだけですが、3人分のマイナカードを読み込ませるのに時間がかかり、子供から目を離す時間があり、子供の安全面での心配があるなどの御意見もありました。特に現在の保険証で問題ないなどの意見も多数寄せられています。

このように現場での不安が多い中、12月2日から、マイナ保険証を持っていない方以外は、保険証が使えないようになります。今、少し使う人が多くなって4.99%、約5%の利用があるということですが、寒河江市に換算すると、現在では2,000人ぐらいの方が利用しているという計算になります。他の方は、現行の保険証を利用しています。

この中で、約50%の方がトラブルに遭ったということなので、1,000件の方がトラブルになっているという現状があります。これが、今、マイナカード保険証を持っている70%の市民の方が利用するようになったら、2万8,000人。まだ完璧なシステムになっていない状況であれば、トラブルの頻度は同じと考えれば、1万4,000件のトラブルが発生するのではないのでしょうか。これでは、医療機関の窓口はパニックになってしまいます。

患者も、保険証の情報がなければ、窓口10割負担が求められることもあるそうです。現在でも、1%ぐらいの方が10割負担しているという現状があるそうです。1%でありませんでした。1人、2人の方が10割負担したというアンケートの報告がありました。

試用期間という割には、利用率はほとんど上

がりません。逆に、昨年12月ぐらいまでは利用率が下がっている現状がありました。推進している国家公務員の利用率は4.36%で、一般国民よりも低い現状です。そんなに便利だったら、まず隗より始めよ、国家公務員が100%になるのではないのでしょうか。

マイナカードに保険証をひもづけた方たちは、全員、マイナカードが12月2日から利用になります。本当にこのままでよいのでしょうか。政府が推進していることだからやるべきだという意見もありますが、アンケートで示されているように、現場では大きな矛盾と問題点が指摘されています。その声に耳を傾け、国民のために改善をしていくのが必要ではないのでしょうか。この12月に保険証を廃止して一番困るのは、高齢者、障がい者など弱者と言われている方々と、昼夜を問わず頑張っておられる医療従事者の方々ではないのでしょうか。もう少し猶予を設けてほしいというのが、この請願の願意です。

医療機関の多くは、12月以降、大変な状況になると書いておられる方もおります。システムの充実を図り、マイナカードが通らなければ保険証を見せるなど、少しの間、併用していくため、この意見書を国に提出してほしいと思います。

ぜひ、皆さん賛成していただき、この意見書を通していただきますようお願い申し上げます。

これで賛成討論といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○**柏倉信一議長** 次に、請願第1号反対討論について、後藤健一郎議員の発言を許します。後藤議員。

〔後藤健一郎議員 登壇〕

○**後藤健一郎議員** 私は、請願第1号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願に関して、採択に反対の立場で討論をいたします。

現在、日本を含めた世界各国が国を挙げてデ

デジタル化を推進しております。国連経済社会局による電子政府調査を見ますと、日本は2018年に10位でしたが、2020年版では14位、2022年版でも14位となっており、トップテン圏外に迫られています。特に、コロナ禍で感じた方も多いと思いますが、給付金や支援金の給付遅れ、感染者情報のファクス集計による保健所業務の逼迫、ワクチン接種システムの混乱など、欧米諸国や台湾、シンガポールで行われたスムーズな行政サービスが我が国では実現できなかったため、現在、デジタル化を急いでいるのだと思います。

世界デジタル政府ランキングを発表している早稲田大学電子政府自治体研究所の岩崎教授は、日経エક્ステックの取材に、「日本の課題は官庁の縦割り行政の弊害に加え、官庁と自治体におけるデジタル化の遅れや、スピード感の欠如が挙げられる。マイナンバーカードの活用には大きな可能性があり、マイナンバーカードにひもづいた行政サービスをどれだけ増やすか、どれだけ便利にするかが課題だ。多くの人たちがデジタル行政サービスに触れ、その体験を通じて、利便性を実感するような機会を増やす必要がある」と語っておりました。

マイナ保険証のメリットを無所属の一市議会議員の私が説明するのもおこがましいのですが、簡単に申し上げますと、例えば、患者さんの過去の薬剤情報や特定健診結果を共有することが可能になるため、旅行先や初めてかかる医療機関でも、過去の医療情報等を活用して、より適切な医療を受けられるようになります。また、マイナポータルで過去の薬剤情報や特定健診の情報を自分で見ることができますので、自分自身の健康管理を確認することも可能です。そのほか、マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力、領収書を保管、提出する必要がなく、確定申告の医療費控除が簡単になりますし、先日の令和6年度国民健康保険特別会計の

予算審議でも高額療養費制度の説明がありましたが、マイナ保険証だと、前もって用意する限度額適用認定証が不要になり、高額療養費制度の限度額を超える支払いは、その場で不要となります。

また、私自身が一番メリットだと思っているのですが、転職や離職時に毎回、保険証を再発行しなくてもいいというのもあります。

請願審査時に、追加の資料として提出いただいた寒河江西村山地区の医療機関の方々からのアンケートの自由意見にも、古い保険証を出してくる患者さんがいるので、マイナ保険証は有用だと思う、たくさん種類がある保険証、その煩雑さや、ほかの保険証への変更手続きが複雑、高齢化や人口減少等、これからの社会を考えたときの対策の一つだと思うと、先ほど私が挙げた点と似たようなメリットを回答された医療機関の方もいらっしゃいました。

さて、ここで世界的な流れや日本としての取組、少子高齢化の人手不足を考慮してのデジタル化のメリットをこれまで申し上げましたが、マイナンバーの資格情報とのひもづけエラーが明るみとなり、国民の不安が増している、導入したばかりで、機器がうまく接続できないというのが、本請願の背景だと思われます。

機器のトラブルは、一度つながってしまえば、そう大きな問題にはならないと思います。また、マイナンバーと資格情報とのひもづけエラーは、入力作業でのヒューマンエラーが主な原因であります。これについては、総点検の実施及び再発防止策が現在取られているかと思います。

では、資格確認にマイナンバーを用いない、すなわち、現行の紙の保険証での資格確認にエラーがないのかということ、そうではありません。厚生労働省の報告書によりますと、資格喪失後の受診や、医療機関等での転記ミスといった資格過誤に起因する保険者の事務負担は、年間約30億円程度。医療機関や薬局等、保険医療機関

の事務負担は年間約50億円程度あり、合わせて年間約80億円程度の事務負担があると試算されております。また、2016年度に支払基金に請求されたレセプトのうち、資格過誤によって返戻されたレセプトは147万6,000件、384億7,000万円というデータも示されており、保険証の回収の徹底が困難な保険者では、未収金も発生しておりますが、事務コストをかけて資格を追跡しても、不明なケースが少なくないとのことでした。

これらの問題は、一度修正すれば直る機器やひもづけエラーと異なり、使い続ける限り、今後も発生し続けるものです。これらの手間やコストをできるだけ削減しようと進めているのが、このマイナ保険証の大きな目的かと思います。

確かに、マイナ保険証と現行の健康保険証を並行して使うのは、現在と同じですので、不安はないかと思います。しかし、その行く末は、ほかの事例で多々私たちが目にしてきたかと思いますが、結局デジタル化が進まず、並行利用なので、人の手も時間もコストもかさむ結果になることは、想像に難くありません。

今回の請願内容にあるマイナ保険証の運用について、トラブルが起こらないシステムにすることについては、もちろん私も賛成です。しかし、さきに申し上げたとおり、数々のメリットに加え、現行の保険証のエラー削減を図ることができるマイナ保険証は、我が国の医療DXを進める上での基盤であると思いますので、私は、国民の不安を払拭するための措置完了が大前提ではありますが、このまま期限を設けずに、現行の保険証を使い続けるようにするこの請願の採択には反対いたします。

○**柏倉信一議長** 次に、請願第1号賛成討論について渡邊賢一議員の発言を許します。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○**渡邊賢一議員** 請願第1号健康保険証廃止反対の請願に、賛成の立場で討論をさせていただきます

ます。私がこれから述べる3つの論点及び理由から、願意妥当として賛成の討論でございます。

まず冒頭、高齢者、退職者でつくる年金生活者の団体より、発言の要請を受けてきたことを申し上げます。また、昨日の隣町の天童市市議会において同様の、この請願が採択されたというふうなことが、今朝の山形新聞にも出ておりました。様々な論点から、天童市でも議論されたと思いますけれども、やはり、今ほど、反対討論された後藤議員のことよりも、むしろやっぱり請願について賛成をされた極めて賢明な御判断だったというふうに、私は思っております。

さて、まず1点目です。いまだに市民7,000人以上がマイナンバーカードを取得していない状況、また、取得していても保険証とひもづけしていない市民が2,000人以上というふうに多数に上ることです。

本市のマイナンバーカードの普及率ですが、2月29日現在81.91%で、市民の約2割に当たる7,000人以上の方が、取得の意思もなく、取得されておられません。また、国民健康保険証にひもづけしておられる方は1月15日現在、被保険者7,060人中4,953人で、2,000人以上の方がひもづけされていないという状況でございます。特に、高齢者が多い地区別では、高齢化が進む地区が取得率に影響しているというふうにお聞きしています。つまり、地区ごとの本市の高齢化ベストファイブとなる白岩地区、これは48%、醍醐地区45%、三泉地区45%、高松地区43%、そして柴橋地区38%ですので、これらの地域にお住まいの高齢者の方々にとって、健康保険証が廃止されれば、一々資格確認証の発行で困る方がたくさんいらっしゃるというふうなことでございます。

次に、2点目。各種アンケート調査から、廃止反対の首長、市民が多数を占めているということでございます。まず、共同通信が全国の市区町村長に実施したアンケート結果でございま

す。これは、昨年7月に実施し、全1,741市区町村長のうち79%の1,720人が回答した。回答した首長のうち、廃止時期について予定どおり廃止すべきだというふうな方は29%、廃止を延期すべきだが41%、廃止を撤回すべきだとの答えも2%あったということでございます。28%はその他というふうに回答された。つまり、現行の健康保険証を廃止する政府方針には、4割超が延期を求めているということでございます。予定どおりの廃止を求めたのは、3割弱。

マイナンバーカードに健康保険証機能を持たせるマイナ保険証への一本化は、他人の個人情報とひもづけされるなど、トラブルが相次いできたこと、そして市民には不安が高まっていること、こういったものが影響しているというふうに思いますし、政府は総点検本部を設置して、この問題の確認をしてきましたけれども、野党だけでなく、自民党からも廃止時期の見直しを求める声が上がっているということです。行政の現場を担う自治体トップの懸念が強まる中、対応を迫られているのが現状です。

さらに、昨年12月の毎日新聞世論調査では、政府がマイナンバー制度の総点検の結果を踏まえ、現在使われている健康保険証が予定どおり、今年秋に廃止される方針を決めたことについての賛否も、反対が57%で賛成は29%にとどまった。分からないが13%だと報道されています。

さて、最後に3点目、マイナンバーカードを扱う医療機関側の問題でございます。御案内のとおり、3月19日の山形新聞にも掲載されましたけれども、先ほど太田議員からも発言が、討論の中でございました。県内の医療機関の約半数で、マイナンバーカードが読み込めないなどのトラブルが発生している。廃止すべきでない、延期すべきという回答が8割近かったというふうなことです。また、能登半島地震で浮き彫りとなった災害時の停電では、医療機関では全く使用不可能となる脆弱なシステムでございます。

災害時には、万一、このカード紛失によってプライバシーが守れなくなるという高いリスクがあるということです。特に、プライバシー保護対策が十分でないことは、市民が不安に思い、申請をためらい、取得しても使用を控えてしまう原因なのではないでしょうか。

マイナ保険証の進め方について、立憲民主党をはじめとする野党チームから政府に申入れをしていますが、政府の対応は十分講じられていない状況でございます。具体的には8つの問題でございます。

1つ目は、様々なトラブルの原因把握と対応策が不十分なこと。廃止の延期についても検討されていないこと。マイナ保険証を利用しないと不利になることは行われないように、担保するものがないこと。高齢者や障がい者など医療ニーズが高い方に、排除されないようにする対策がまだまだ不十分なこと。DV、ストーカー、虐待等、被害者がマイナ保険証でプライバシーが守れない、そういった対策が必要なこと。廃止賛成が3割以下と少数で、十分納得できるセキュリティ対策が不十分であること。カードを取得していない人でも、保険診療が受けられる、本人からの申請に基づく資格確認書を発行する制度で、施行後も最長1年間は現行の健康保険証が使える特例措置を設けたわけですが、これも、こういったものも不十分であり、多くの首長から延期を求められていること。そしてマイナ保険証は、患者が同意すれば、医師や薬剤師が過去の診療情報を見られるため、患者の不利益になる場合があること。以上8点。こうしたことが問題だというふうに思います。

つまり結論を申し上げますと、今申し上げた3つの理由から、保険証を廃止することは、不利益かつ不便になる、多くの市民の反対意見を切り捨てるべきではないということでございます。

もっと簡単に言うと、本市のマイナンバーカ

ードの未取得者は7,000人であって、スマートフォンの普及からチェリンPayが使えないのと同じように、紙ベースでしっかりとフォローすべきであるというふうに思います。

そして、使えない高齢者の割合が多く今後予想されるのは、ハートフルセンターでの資格確認書の交付事務担当の業務量の増大、医療機関のトラブルで、保険証が確認できないことから10割負担を求められたなんていうふうな場合が、また起きかねません。そしてさらに言うと、以前登録したパスワードを忘れて、5回入力を誤ると使用不可能となり、再登録しなければならない面倒なカードでもあるからでございます。

先ほど申し上げたように、本市及び県内の医療機関のマイナカードに対する機器整備率も万全ではないというふうに指摘されておりますし、ほとんどあっても、トラブルが多いので使用していないところもあるわけでございます。今後定着するまでの猶予期間が必要であることは明々白々ではないでしょうか。

最後に、いわゆる政治と金の問題、派閥の政治資金をめぐるキックバック裏金問題で、岸田政権は、最近の内閣支持率は2割を切ったとまで、あるマスコミが報道しています。国民の信頼を得ていない中でデジタル化を強引に進めていくことは、ますます不信につながっていくのではないのでしょうか。新自由主義の典型的な弱者切捨て、高齢者と障がい者に冷た過ぎる政策にほかなりません。国が進める政策であるからこそ、あえてこのことを申し上げたいというふうに思います。

そして、この間、コロナ禍や自然災害などを経験し、多くの市民の皆さんは安全安心に対するニーズや意識が高まっております。どうか、この請願の願意をしっかり受け止めて賛成していただくことを申し上げ、私の賛成討論を終わります。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号を除く議第22号佐藤文庫図書購入基金条例等の廃止について、議第24号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について、議第25号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について、議第26号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、議第27号寒河江市介護保険条例の一部改正について、議第28号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、議第31号屋内型児童遊戯施設、キャンプ場、グランピング場、RVパーク及び国際チェリーパークに係る指定管理者の指定について及び議第32号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定についての8案件を一括して採決いたします。

ただいまの8案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

8案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第22号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第31号及び議第32号の8案件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出に関する請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第37、議第36号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

議 案 説 明

- 柏倉信一議長 日程第38、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 私から、議第36号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、トイレ機能に加え地域道路情報の掲示スペースなどを有する多機能型休憩スポットの整備を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ3億4,995万3,000円を追加し、予算総額を249億9,386万9,000円とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては財政課長から説明させていただきますので、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

- 柏倉信一議長 小泉財政課長。

〔小泉 尚財政課長 登壇〕

- 小泉 尚財政課長 それでは、私から詳細について説明させていただきます。

初めに、第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。

このたびの補正は、令和2年2月に策定いたしましたチェリーランド再整備計画に基づく整備に係る補正となります。

チェリーランド再整備計画においては、道の駅が持つ多様な機能や効果が十分に発揮される

よう留意しつつ、地域観光拠点施設の強化、増強及び再構築を目指して取り組んでいくとしており、その中で公衆トイレの新築や急速充電器の更新について検討した結果、コロナ禍を経て、社会情勢の変化等に対応するため、トイレを含む多機能型休憩スポットをギャザリングスポットと命名し、整備することといたしました。

整備の内容ですが、国道112号線通行者が利用するトイレの機能に加えて、二輪ユーザーの休憩スペース、コインシャワー、電動モビリティ充電スポット、地域道路情報掲示スペース、授乳調乳等乳幼児スペース、多目的トイレ、子供専用トイレなど様々な機能を有する施設で、バイクや自転車、また障がいを持つ方や乳幼児を連れている方まで、112号線を通行する全ての皆さんが使いやすく、そして滞留することから始まる地域活性化を目的とするものでございます。

このたび、国の令和5年度補正予算の交付金に当該事業が採択されたことから、追加議案として上程させていただくものでございます。

歳入について御説明いたしますので、6ページの事項別明細書を御覧ください。

14款国庫支出金は、デジタル田園都市国家構想交付金であります。地方創生推進タイプと地方創生拠点整備タイプがあり、それぞれに採択されました。地方創生推進タイプは備品整備に係るものでございます。一方、地方創生拠点整備タイプは、設計、工事監理、用地造成、建築等に係るもので、両タイプとも対象経費の2分の1が国から交付されます。

18款繰入金は、財政調整基金から繰り入れるものでございます。これにより、財政調整基金残高は約20億3,631万6,000円となります。

21款市債は、このたびについては、国の交付金の対象経費のうち、交付金を除いた全額を起債することができるため、1億5,690万円を計上しております。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

7 ページを御覧ください。

8 款 4 項 2 目の公園費でございます。12 節委託料は、施設整備に係る実施設計や工事管理に要する経費でございます。14 節工事請負費は、建物本体工事、電気工事、機械設備工事、受電設備や急速充電器工事、外構工事に要する経費でございます。17 節備品購入費は、施設に設置するディスプレイや、授乳ソファ、おむつ替え台、テーブル、ベンチ等を購入する経費でございます。

続きまして、第 2 表繰越明許費補正について御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

令和 6 年度に繰り越す理由でありますけれども、2 款 1 項の総務管理事業は、ふるさと納税に係る不祥事に対する再発防止対策の内容について外部検証を受けるため、令和 5 年第 4 回定例会において補正予算の可決をいただいたものでありますけれども、内部での検証に時間を要し、年度内完了が困難となったためでございます。

8 款 4 項のチェリーランドギャザリングスポット整備事業につきましては、ただいま御説明申し上げましたとおり、令和 5 年度の国補正予算を活用し、このたびの歳出予算に追加した事業であることから、年度内の完了が困難なためでございます。

続きまして、第 3 表地方債について御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

先ほど歳入の 21 款での市債で御説明申し上げました事業について、起債の限度額を設定するものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第 39、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 36 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第 40、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第 36 号について質疑はありますか。後藤議員。

○後藤健一郎議員 1 点だけお伺いしたいと思います。今回このデジ田都市交付金を受けての整備、非常に素晴らしいと思うんですが、今年 4 月に CLAAP IN SAGAE が出来上がるわけですが、できるだけ早くやっぱり利用してもらいたいと思いつつも、今回このにしね保育所の件で、世界的な資材の高騰ですとか電線不足があって、なかなか工事うまく、思うようにいかないというところがあったと思うんですが、今回このギャザリングスポットの整備に関して、どれぐらいの完成予定を見込まれているのかを伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 武田建設管理課長。

○武田新二建設管理課長 それではお答えをいたします。

先ほど説明がありましたけれども、実施設計を今から起こしまして、工事にかかって 6 年度内に完成をしたいということで、現在考えてお

ります。

以上でございます。

○**柏倉信一議長** ほかに質疑はありませんか。月光議員。

○**月光裕晶議員** ギャザリングスポットについてお聞きしますが、場所的にはどこになるのかと。それと、CLAAPIN SAGAEができて子供の往来が多くなるわけなので、その子供たちに対して工事中ですとか、あとはこの施設ができたことによって交通量が増える、そういった危険性なども考慮していらっしゃるのかお聞きします。

○**柏倉信一議長** 武田建設管理課長。

○**武田新二建設管理課長** それではお答えのほうをいたしたいと思います。

場所につきましては、議第36号の資料、事業概要も見ていただきたいというふうに思いますけれども、現在のチェリーランド内のトイレの西側部分に整備をしてまいります。このギャザリングスポットが完成した後、現在のトイレを解体をして、通路の整備をしたいというふうに考えてございます。

通行面というふうなところになりますけれども、交通量というふうなことにもなりますけれども、建築工事を行うため、ストックヤード、工事をするヤードを全部囲って、安全には十分注意していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** すみません、今、事業概要を見まして、申し訳ございませんでした。かなり往来が激しくなりそうな感じがしますので、ぜひ子供の安全面だけ考慮して進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○**柏倉信一議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第36号令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**柏倉信一議長** 日程第41、議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

議 案 説 明

○**柏倉信一議長** 日程第42、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**柏倉信一議長** 日程第43、質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議会案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり決しました。

閉 会 午前11時45分

○柏倉信一議長 これにて令和6年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦勞さまでした。

議員派遣の件

○柏倉信一議長 日程第44、議員派遣の件を議題といたします。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり派遣することにいたしたいと思いをします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の 閉会中における委員会調査申出 並びに委員派遣承認要求について

○柏倉信一議長 日程第45、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり各委員長より申出があります。

お諮りいたします。